

注 記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

ア 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

① 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

② 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

イ 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

ア 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

イ 満期保有目的外の有価証券

① 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

② 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

ウ 出資金

① 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

② 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

ア 有形固定資産(リース資産を除く。)……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8 年～50 年

工作物 6 年～45 年

物品 2 年～14 年

イ 無形固定資産……………定額法

ウ リース資産

① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法
- ③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

（４）引当金の計上基準及び算定方法

ア 退職手当引当金

期末日に在職する職員の自己都合要支給額から、長野県市町村総合事務組合（以下、「総合事務組合」という。）への加入時以降の負担金累計額から既に退職手当として支払われた額を控除した額に、総合事務組合における積立金額の運用益のうち岳北広域行政事務組合（以下、「組合」という。）へ按分される額を加算した額を控除した額を計上します。

これまでの組合積立額の見積額が退職金支給総額の見積額を上回っているため、退職手当引当金の設定額は計上していません。

イ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（５）リース取引の処理方法

ア ファイナンス・リース取引

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

- ② ①以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

（６）資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）としています。なお、現金には出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

（７）その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア 物品及びソフトウェアの計上基準 物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じて

います

イ 資本的支出と修繕費の区分基準 資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

ウ 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 重要な後発事象

該当事項ありません。

3 偶発債務

該当事項ありません。

4 追加情報

（1）財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

ア 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

イ 地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和4年4月1日～5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

ウ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

（2）貸借対照表に係る事項

ア 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況（普通会計）

該当ありません。

イ 繰越事業に係る将来の支出予定額

該当ありません。

ウ 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

該当する資産はありません。

エ 基金借入金（繰替運用）の内容

該当ありません。

オ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

該当ありません。

カ 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

該当ありません。

- キ 自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
60 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

- ア 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、余剰分（不足分）とは、費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ア 基礎的財政収支

基礎的財政収支 285,082 千円

- イ 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	1,374,311 千円	1,332,161 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	-	-
資金収支計算書	1,374,311 千円	1,332,161 千円

- ウ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	293,286 千円
投資その他の資産の増減	33,431 千円
賞与引当金の増減額	2,772 千円
減価償却費	△ 310,166 千円
国庫補助金収入	13,650 千円
純資産変動計算書の本年度差額	32,973 千円

- エ 一時借入金の状況

一時借入金の借り入れはありません。

なお、一時借入金の限度額の設定はなく、借り入れが必要な都度、議会の承認を得ています。

- オ 重要な非資金取引

該当ありません。

以上